

令和8年度 福島市一般廃棄物処理実施計画

I 総則

1 本計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年度における一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

2 計画期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

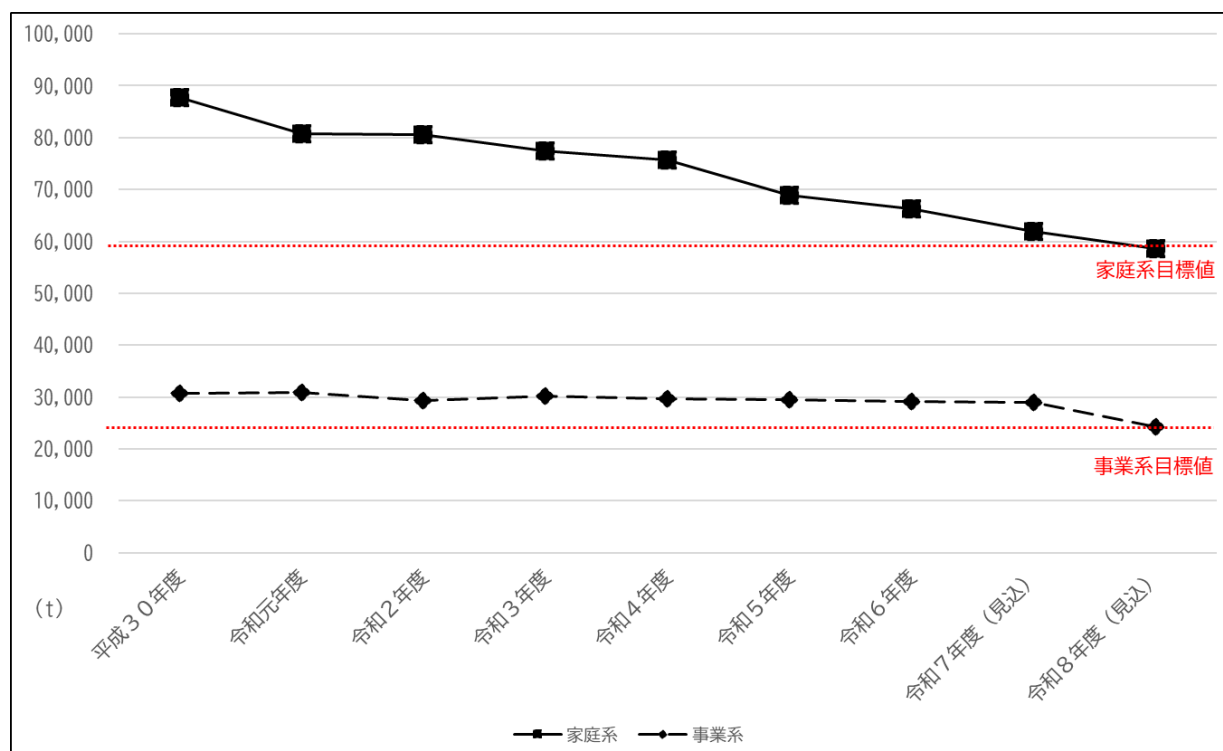
II ごみ処理実施計画

1 ごみ排出量の見込み

種 別	家庭系ごみ	事業系ごみ	計
リサイクルできる資源物	8,880t	-	8,880t
資源にできない燃やすごみ	45,600t	24,200t	69,800t
資源にできない埋めるごみ	3,700t	-	3,700t
粗大ごみ	920t	-	920t
計	59,100t	24,200t	83,300t

※ 集団資源回収を除く。

【ごみ排出量の推移】



※ 集団資源回収を除く。

2 収集・運搬計画

家庭系ごみは、以下のとおり収集するものとする。ただし、引っ越し等により多量に生じたごみ（一時多量ごみ）については、自己搬入、又は許可業者への委託によるものとする。

事業系ごみは、事業者責任の原則から、自己搬入、又は許可業者への委託によるものとする。

種別		収集方法	収集回数	排出時間	実施主体	収集車両
リサイクルできる資源物	使用済小型家電、充電式電池	拠点回収	随時	開館（閉所）時間 又は 営業時間内	市（直営）	-
	プラスチック製容器包装	ステーション方式	月 4 回	※紙類は雨天時に出さない 収集日の朝 8 時 30 分まで	市（委託、直営）	27 台
	ペットボトル、缶類、びん類、紙類、乾電池類		月 2 回			
	資源にできない燃やすごみ		週 2 回			
	資源にできない埋めるごみ		月 2 回			36 台
粗大ごみ		戸別収集	随時	収集日の朝	市（委託）	3 台

※ 高齢者世帯等のごみ出し困難世帯については、市（直営）で戸別収集（ふれあい訪問収集）を実施する。

3 中間処理計画

種 別	実施主体	処理方法	処理量
リサイクルできる資源物	市 （委託・一部直営）	再資源化	8,880t
資源にできない燃やすごみ		焼却、溶融	69,800t
資源にできない埋めるごみ		破碎	3,700t
粗大ごみ		破碎	920t

※ リサイクルできる資源物、資源にできない埋めるごみ、粗大ごみの中間処理で生じる可燃性残さについては焼却する。

※ 資源にできない埋めるごみ、粗大ごみの中間処理で生じる金属類については再資源化する。

※ リサイクルできる資源物のうち、紙類と使用済小型家電、乾電池類、充電式電池については、市処理施設で中間処理を行わず、民間業者へ引き渡す。

※ 副生成物（溶融スラグ）は、『令和 8 年度一般廃棄物の処理委託に係る事前協議書』に基づき、再生砕石等の原材料として有効利用を図る。なお、残量については、埋立処分を行う。

4 最終処分計画

区 分	焼却処理後 焼 却 灰	溶融処理後 溶融スラグ（残分）	破碎処理後 不燃性残さ	直接埋立
実施主体	市（委託）			
処分方法	埋立処分			
処 分 量	9,200t			

5 ごみの適正排出

(1) 排出基準

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 30 年条例第 25 号）（以下「条例」という。）第 17 条第 1 項で規定する排出基準（分別の区分及び排出の方法）は、以下のとおりとする。

分別の区分			排出の方法
リサイクルできる資源物	プラスチック製容器包装		透明・半透明袋（45ℓ以内）に入れて出す ※中身を空にして、中を水ですすぐ ※2重に袋に入れない
	ペットボトル		透明・半透明袋（45ℓ以内）に入れて出す ※中身を空にして、キャップ、ラベルをはがし、汚れのついているものは水ですすぐか汚れを取り除く
	缶類		透明・半透明袋（45ℓ以内）に入れて出す ※中身を空にして、中を水ですすぐ
	びん類		透明・半透明袋（45ℓ以内）に入れて出す ※中身を空にして、中を水ですすぐ ※リターナブルびんは、別袋に入れる
	紙類	紙バック	ひもで十文字に束ねて出す
		段ボール	ひもで十文字に束ねて出す
		新聞紙・チラシ	ひもで十文字に束ねて出す 又は、紙製の新聞整理袋に入れて出す ※袋で出す場合は、ひもやテープで開口部をとじる
		雑誌・本	ひもで十文字に束ねて出す
		雑がみ （上記以外の資源化できる紙類）	ひもで十文字に束ねて出す 又は、紙袋※に入れて出す ※紙袋で出す場合は、ひもやテープで開口部をとじる
	乾電池類		透明・半透明袋（45ℓ以内）に入れて出す ※ビニールテープ等で絶縁処理をする
使用済小型家電 （回収ボックスに入る大きさのもの）		回収ボックスに入れる	
充電式電池		回収ボックスに入れる ※ボックスに入らないものや変形、膨張した充電式電池は①市役所庁舎棟ごみ政策課 又は ②クリーンセンターへ持参する	
資源にできない燃やすごみ （リサイクルできる資源物・粗大ごみに当てはまらない可燃性のごみ）			透明・半透明袋（45ℓ以内）に入れて出す ※枝木については、1本の直径は10cm以内とし、おおむね長さ60cmに切りそろえ、直径30cm以内に束ねて出す
資源にできない埋めるごみ （リサイクルできる資源物・粗大ごみに当てはまらない不燃性のごみ）			透明・半透明袋（45ℓ以内）に入れて出す ※割れたガラスや刃物等の危険な物は、不燃な紙に包み「キケン」と書く
粗大ごみ （おおむね長さ60cm以上200cm未満、重さ10kg以上100kg未満のもの）			戸別収集を事前に申し込む（1回5点以内） 収集日に㊟と氏名を書いた紙を貼って玄関先に置く

(2) 搬入基準

条例第 17 条第 2 項で規定する搬入基準（分別の区分及び市の処理施設への搬入の方法）は、以下のとおりとする。

なお、市の処理施設への搬入にあたり、事業系ごみ処分については、条例第 49 条の規定に基づき手数料を徴収するものとする。

① 家庭系ごみ

分別の区分	搬入の方法
リサイクルできる資源物、資源にできない燃やすごみ、資源にできない埋めるごみ、粗大ごみ	自己搬入、又は許可業者への委託

② 事業系ごみ

分別の区分	搬入の方法
資源にできない燃やすごみ	自己搬入、又は許可業者への委託

(3) 処理困難物

条例第 17 条第 3 項及び第 18 条に規定する排出等の禁止物は、以下のとおりとする。

区 分	例 示	処理方法
家電リサイクル法対象家電品	エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・有機 EL、プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、家電小売店へ引き取りを依頼するか、排出者自ら又は許可業者へ依頼し指定引取場所へ搬入する
パソコン※	デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、ディスプレイ	資源有効利用促進法により製造事業者等に引き取りを依頼する
バイク	バイク	廃棄二輪車取扱店へ収集を依頼するか、排出者自ら廃棄二輪車取扱店、又は指定引取場所へ搬入する
消火器	消火器	特定窓口に収集を依頼するか、排出者自ら特定窓口、又は指定引取場所へ搬入する
感染のおそれのある物	注射器、注射針（在宅医療廃棄物）	医療機関、薬局を通じて専門処理業者へ依頼する
有害性のある物	バッテリー、農薬等の薬品類	販売店による引き取りを依頼するか、処理可能な許可業者へ委託する等、適正に処理する
危険性のある物	ガスボンベ	
引火性、発火性、又は爆発性のある物	ガソリン、灯油、シンナー、オイル、塗料、火薬	
上記のほか、家庭系ごみの処理を著しく困難にし、市の処理施設の機能に支障を及ぼすおそれのある物	自動車部品、農機具、タイヤ、建築廃材、コンクリート、ブロック、土、石、砂、ドラム缶、ピアノ、耐火書庫、金庫、厚さ 2.3mm 以上の鉄板、金属塊	

※ 使用済小型家電で回収できるものは除く。

※ 処理困難物にあっても、処理ルートの把握や調査検討を行い、適正処理の推進に努める。

6 一般廃棄物の排出抑制及び資源化等の促進の方策

(1) 排出抑制の促進

市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（リサイクルできる資源物除く）を令和 8 年度までに 530g 以下、また、事業系ごみ排出量にあつては、24,200t 以下にすることを目標に、家庭系ごみの減量化・資源化の促進、事業系ごみの排出抑制・資源化推進対策を実施する。

区分	項 目	内 容
ごみ減量化促進対策	生ごみゼロチャレンジ！	食品ロス削減マイスターを講師とした小中義務教育学生対象のエコクッキングの実践のほか、キエーロの普及啓発を継続するとともに、支所や学習センター、あらかわクリーンセンター等でのキエーロ実践等を通して、生ごみの排出量「ゼロ」を目指す。
	生ごみ処理容器助成事業	生ごみ処理容器購入費の一部を助成し、「生ごみ」の資源化等に対する市民の意識の高揚を図る。
	家庭用剪定枝破砕機貸与事業	家庭で剪定した庭木等をチップ化し、「草枝類」の減量化・資源化を推進する。
	集団資源回収事業	古紙類、金属類、繊維類、びん類の 4 品目を対象に集団資源回収実施団体へ報奨金を交付し、町内会等の自主的な活動を支援する。また、資源回収に協力する業者に対しても、助成金を交付することにより、集団資源回収活動を奨励する。
	イベント回収事業	小型家電や古着、充電式電池等のイベント回収を実施し、ごみの減量化・資源化の促進を図る。
	リユース促進事業	民間事業者と連携したリユース事業を展開し、ごみの減量化、リユースの促進を図る。

	リユース拠点の整備	市民による持込み品を循環させ、必要とする人が再使用（リユース）できる仕組みを検討するほか、小型家電の随時受入による資源化の機会を拡大し、廃棄に至る前の選択肢を広げ、ごみの減量と資源循環の推進を図る。
事業者との連携・啓発	フードシェアリングサービス事業	「まだ食べられるのに捨てられてしまう食品」を提供する店舗と市民をマッチングするフードシェアリングサービスを提供し、事業系ごみの食品ロス削減を目指す。
	店頭回収利用促進事業	スーパーマーケットの店舗等で資源物の回収を行う事業者と連携し、利用促進のため広報・周知を行う。
	枝類の資源化の検討	再資源化工場を持つ市内事業者と連携した枝類のチップ化について協議し、新たなリサイクルルートを検討する。
	紙類の資源化の促進	紙類排出量や排出ルートの分析に基づくリサイクル手法を事業者との連携により構築し、資源にできない燃やすごみとして焼却処分されている紙類の資源化を目指す。
	早朝パトロールの実施	不適正排出防止のため、早朝パトロールを実施し、ごみ集積所に排出した事業者について指導を実施する。
その他	開封調査の実施	違反ごみを対象に開封調査を実施し、市民や事業者のごみ適正排出の意識醸成を図る。
	ごみ集積所適正管理の推進	ごみ集積所のごみ散乱を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を推進する。
	ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の推進	ごみ収集日のプッシュ通知や画像認識による分別判定や分別検索等便利な機能を持つアプリ「さんあ〜る」の利用促進のための広報を実施する。
	インスタグラムの開設	ごみに関心の薄い若年層を対象として、ごみに関する様々な情報を発信し、ごみの減量化・資源化へのさらなる行動変容を促す。
	出前講座の実施	市政出前講座や小中義務教育学校での出前講座を実施し、ごみの減量や分別の方法について周知啓発を図る。

（２）資源化等の促進

区 分	内 容
リサイクルできる資源物収集（家庭系）	リサイクルできる資源物収集として、びん、缶、ペットボトル、乾電池類、古紙類をステーション収集方式にて収集する。
処理困難物の資源化	処理困難物を資源化対象品目として転換を図るため、新たな資源化ルートの構築を目指す。
古着の資源化	現状資源にできない燃やすごみとして収集している古着の資源化に向けた検討を行う。
製品プラスチックの資源化	現状資源にできない埋めるごみとして収集している製品プラスチックの資源化に向けた検討を行う。

集団資源回収事業		地域住民団体が実施する集団資源回収の普及促進を図るため、実施団体・回収業者に補助金を交付する。
拠点回収	小型家電	市の公共施設や民間商業施設に回収ボックスを設置し、使用済小型家電を回収する。
	充電式電池	市の公共施設や民間商業施設に設置している回収ボックスにて充電式電池を回収し、車両及び処理施設の火災防止とリサイクルの推進を図る。
	使用済みはがき	市の公共施設に回収ボックス『ももりんエコポスト』を設置し、使用済みはがきを回収する。
その他		イベント回収を実施し、小型家電や古着・古紙等の資源化を図る。
副生成物（溶融スラグ）		あらかじめクリーンセンターより生成される副生成物（溶融スラグ）を再生砕石等の原材料として有効利用を図る。

7 処理施設の概要

区分	施設名称	所在地	型式	処理能力	竣工年月
焼却施設	あぶくまクリーンセンター	福島市渡利字梅ノ木畑1番地の1	全連続燃焼式ストーカ炉	240t/24h (120t×2基)	昭和63年 2月
	あらかわクリーンセンター	福島市仁井田字北原1番地の1	全連続燃焼式ストーカ炉、 プラズマ式灰溶融炉	220t/24h (110t×2基)	平成20年 8月
資源化施設	あぶくま資源化工場	福島市渡利字梅ノ木畑1番地の1	圧縮梱包方式	リサイクルできる資源物処理 プラスチック製容器包装 10t/日	平成16年 3月
	あらかわ資源化工場	福島市仁井田字北原1番地の1	回転式破砕機	リサイクルできる資源物処理系 缶類 11t/5h びん類 20t/5h ペットボトル等 11t/5h 資源にできない埋めるごみ ・粗大ごみ処理系 60t/5h	平成11年 3月
	リサイクルプラザ	福島市仁井田字北原3番地の3			平成11年 3月
最終処分場	大館山一般廃棄物最終処分場	福島市立子山字六角5-4外	サンドイッチ工法	・埋立面積 約19,800㎡ ・埋立容量 約246,000㎡	令和4年 2月

III 生活排水処理実施計画

1 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の見込み

種 別	処理量
し 尿	4,523 kℓ
浄化槽汚泥	50,536 kℓ
計	55,059 kℓ

※ 処理量は、一般廃棄物処理基本計画の現状推移予測値による。

2 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、現行どおり許可業者による収集運搬を継続する。

3 処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理は、現行どおり下記施設による処理を継続する。

施 設	所在地	型 式	処理能力	竣工年月	対象地域
福島市衛生処理場※	福島市堀河町 9 番 20 号	標準脱窒素処理 方式	145 kℓ/日	昭和 37 年 2 月	飯坂、松川、 飯野地区以外
伊達地方衛生処理組合 し尿処理施設	伊達郡桑折町 大字伊達崎字舟場東 1 番地の 1	膜分離高負荷 脱窒素処理方式	85 kℓ/日	平成 21 年 3 月	飯坂地区
川俣方部衛生処理組合 し尿処理施設	伊達郡川俣町 飯坂字下戸山 9 番地の 4	標準脱窒方式	60 kℓ/日	昭和 60 年	松川、飯野地 区

※ 令和 5 年 4 月 1 日から処理方式及び処理能力が変更となる。

※ し尿は、福島市衛生処理場で中間処理を行った後、市外へ搬出し、再資源化して有効利用を図る。

4 一般廃棄物の適正処理に関する方策

(1) 浄化槽設置整備事業

合併処理浄化槽の設置費用及び単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽に転換する際の撤去費用と宅内配管工事費用の一部を補助する。

また、下水道事業認可区域を除く市街化区域の転換費用に対し補助額を上乗せする。